

長崎県食品衛生監視指導計画の平成 30 年度からの主な変更点

○元号表記に西暦を追記しました

平成 31 年 ⇒ 平成 31 年 (2019 年)

○より見やすく、分かりやすくなるよう文書スタイル等を変更しました

- ・ 各実施機関の地図や監視状況等の写真やイラストを追加しました。
- ・ フォントを「HG 丸ゴシック体」から「メイリオ UI」に変更しました。
- ・ 長く分かりにくい文章となっていたため、なるべく簡素な文章にまとめました。

○食品衛生法第 22 条及び第 24 条 (H30.6.13 改正) の規定に基づき、「国、他都道府県等との広域連携」について、Ⅲ - 2 に明記しました。

○これまですべての監視指導について記載していた「Ⅳ章 監視指導の実施方法」について、31 年度特に重点的に行う対策について記載することとしました。

- ・ 食中毒予防対策を①ノロウイルス、②カンピロバクター、③動物性自然毒、④アニサキスの 4 つの病因物質に絞って重点的に取り組みます。

○平成 30 年度法改正により HACCP に沿った衛生管理がすべての食品事業者に義務化されることとなったことから、次の内容を新設しました。Ⅴ章 「HACCP に沿った衛生管理の普及促進」を重点事項として新設し、ながさき HACCP に関する内容も盛り込みました。

- ・ Ⅴ章 「HACCP に沿った衛生管理の普及促進」

○別表 4 (保健所検査) および別表 5 (保健所以外の検査) について変更しました。

- ・ 食肉衛生検査所における検査のうち、食肉を 25 検体増やす代わりに、保健所検査の一部を 25 検体減らしました。
- ・ 食品添加物及びアレルギー物質検査の検査件数を削減し、31 年度重点的に行う食中毒予防対策として、食中毒菌検査 (カンピロバクター) を新設しました。(食品添加物及びアレルギー物質検査の検査件数を削減)

別表 4 保健所検査数 1,695 (H30) ⇒ 1,670 (H31)

別表 5 保健所外検査数 305 (H30) ⇒ 330 (H31)

○本文内容の新規追加により、用語説明を新たに加えました。

- ・ 「アニサキス」、「カンピロバクター」、「ながさき HACCP」